出雲空港周辺における無人航空機等飛行調整書

出雲空港管理事務所長　様

提出者名

担当者名

連 絡 先

無人航空機（　　　　　　）による飛行を計画していますので、下記のとおりご連絡します。

記

○飛行内容

１．飛行日時　　　　年　　月　　日（　）　○○：○○ ～ △△：△△

２．飛行目的

３．飛行場所住所

（飛行地域）　　[ ]  転移表面　　　[ ]  進入表面　　　[ ]  水平表面

４．飛行高度　　標高　　　ｍ（地盤高：　　ｍ ＋ 飛行高度：　　ｍ）

５．飛行機体名

６．操縦者氏名

７．連　絡　先　　※当日確実に連絡が取れる氏名と番号

　○飛行場所の地図

別添のとおり

以上

　＜以下管理事務所記載＞

　　・飛行実施においての調整事項等

＜ 調整に当たっての留意事項 ＞

● [無人航空機（ドローン、ラジコン機等）の安全な飛行のためのガイドライン](https://www.mlit.go.jp/common/001303818.pdf)を熟読ください。

・飛行の事前通報について

出雲空港周辺（制限表面内）は出雲空港管理事務所か管理しています。制限表面内でドローン等の飛行を計画した場合は出雲空港管理事務所まで事前にご連絡ください。未情報のドローン等が飛んでいた場合、航空機の安全運行に支障を来すことがあります。

飛行予定の２週間前を目処に持参又はメールで受け付けます。メールの場合は併せて出雲空港管理事務所 施設課に必ずメールで送った旨をご連絡ください。（記載しているメールアドレスは常時チェックしていないためご協力お願いします。）

**この様式を用いてご連絡ください。**

・飛行日時について

防除や除草剤散布、測量目的等で天候により飛行日が確定できない場合や長期間にわたる工事に伴う撮影等は、期間の幅を持たせた飛行計画も受け付けます。（最大30日程度、月ごとを目処にご連絡ください。工事等の場合は全工期等も可能としますが、詳しくは出雲空港管理事務所 施設課にご相談ください。）

その場合、期間内の飛行日数（回数）を記載してください。（工事の場合の例：毎月月末に写真撮影を行います。計６回　等）

また、飛行予定日が決定したら前日までに必ずご連絡ください。

・飛行高度、飛行時間について

**● 飛行させる場合には、可能な限り飛行高度が表示される機体をご使用ください。**

**① 水平表面内において飛行高度が標高40m以内の場合**・・・任意の時間で飛行可能ですが、ガイドラインにもあるとおり、航空機との接近又は衝突を回避するため、航空機を確認した場合には、無人航空機を飛行させないでください。また、飛行中に航空機を確認した場合には、可能な限り地上に降下させるようお願いします。

当日のスポットアサイン（定期便等の離着陸予定表）をお渡ししますので、飛行計画の参考にしてください。

飛行調整は行いませんが、飛行場所や飛行時間の把握は航空機の安全運行に必要ですので必ずご連絡ください。

**② 進入表面内、転移表面内**・・・航空機の運行に支障が無い運用時間外（日の出～7:30）を基本として飛行調整を行います。（航空機の安全運行のためご協力ください。）

※ 運用時間外での飛行が終了したら遅滞なく出雲空港管理事務所に連絡をお願いします。連絡が遅いと空港の定期便運行に支障を来すことがあります。

　 上記②の場所で、出雲空港の運用時間内（7:30～日没）に飛行を行う場合、事前に出雲空港管理事務所 施設課にご相談ください。飛行調整を行います。（希望する時間に飛行できない場合があります。）

・水平表面制限高さは45ｍ＋標点レベル1.8ｍの46.8ｍ（標高）です。

制限表面高さから-6ｍ以上の高さ（水平表面の場合40.8ｍ）は近接物件に該当しますので、近接物件に掛からない高さでの飛行をお願いすることがあります。

※（出雲空港管理事務所のホームページ内のリンク「出雲空港の制限表面設定範囲（外部サイト）：地理院地図」で該当の場所に中心を移動すると地盤高を確認することができます。）

・進入表面と転移表面については、飛行場からの距離によって制限高さが異なりますのでご注意ください。特に進入表面対象区域については航空機の離着陸の飛行ルートになりますので、出雲空港管理事務所 施設課に必ず協議してください。

・元々地盤高の高い所で飛行させる場合、制限表面以上となる場合がありますのでご注意ください。その場合は航空法の規定による許可が必要（国土交通省の管轄）になりますが、空港設置管理者① 及び、空域を管轄する関係機関② との飛行に係る条件等の調整が必要ですので必ずご連絡お願いします。

① 出雲空港管理事務所 施設課

TEL（０８５３）７２－０２２４

E-mail：izumokuko\_unyo@pref.shimane.lg.jp　（メール提出先）

② 大阪航空局 出雲空港出張所

TEL（０８５３）７２－０１２９

・飛行機体について

飛行させる場合には、可能な限り飛行高度が表示される機体をご使用ください。

複数台飛行させる場合は、全ての機体を記載してください。

ドローン情報基盤システム（DIPS）で認証を受けた機体を使用してください。

・操縦者氏名について

操縦者の氏名を記載してください。

無人航空機操縦者技能証明を取得されている方が操縦してください。

・飛行場所の地図について

出雲空港制限表面との位置関係が分かる地図を提出してください。（ホームページ内のリンク「出雲空港の制限表面設定範囲（外部サイト）：地理院地図」等をご使用ください。）

また、上記の地図で詳細な飛行場所がわかりにくい場合、飛行場所や飛行経路の分かる詳細地図の提出もお願いします。（着色等して頂くとわかりやすいです。）

・無人航空機による事故等の報告

万が一、無人航空機の飛行による人の死傷（負傷を含む）又は物件の損壊、航空機との衝突又は接触とそのおれがあった場合、無人航空機の制御が不能となった事態、無人航空機が発火した事態（飛行中に発生したものに限る）については、国土交通省へ報告が必要です。

併せて出雲空港管理事務所にも報告してください。

　**国交省ウェブサイト**

**：**[航空安全：無人航空機の飛行許可・承認手続 - 国土交通省 (mlit.go.jp)](https://www.mlit.go.jp/koku/koku_fr10_000042.html)

**無人航空機（ドローン、ラジコン機等）の安全な飛行のためのガイドライン（R5.1.26）**

：<https://www.mlit.go.jp/common/001303818.pdf>

◆　空港制限表面高算出アプリケーション（Androidのみ iOS非対応）

**Position MYJ**・・・Google playでダウンロードできます。

現在位置又は任意の場所が出雲空港の制限表面に掛かるのか？　制限表面の高さ

は何ｍなのか？　を確認できるアプリケーションです。ご参考にどうぞ

※ 上記アプリは参考ですので、正確な判断は出雲空港管理事務所が行います。